

○議事日程

令和5年5月11日（木） 午前9時00分開議

日程第 1 ・仮議席の指定

日程第 2 ・議長選挙

日程第 3 ・議席の指定

日程第 4 ・会議録署名議員の指名

日程第 5 ・副議長選挙

日程第 6 ・議席の一部変更

日程第 7 ・常任委員会委員の選任

日程第 8 ・議会運営委員会委員の選任

日程第 9 ・足柄上衛生組合議会議員の選挙

日程第10 ・足柄西部清掃組合議会議員の選挙

日程第11 ・議案第26号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第1号）について

日程第12 ・報告第 1号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

日程第13 ・報告第 2号 専決処分の報告について（開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて）

日程第14 ・報告第 3号 専決処分の報告について（開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）

日程第15 ・議員派遣の件

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水友紀

2番 吉田敏郎

3番 石田史行

4番 井上慎司

5番 武井正広

6番 星野洋一

7番 今西景子

8番 寺野圭一郎

9番 佐々木昇

10番 山下純夫

11番 前田せつよ

12番 山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副	町	長	加 藤 一 男
教 育	長	井 上 義 文	参 事 (兼)	参 事 (兼)	田 中 栄 之	
参 事 (兼)			企 画 政 策 課 長			
参 務 課	長	中 戸 川 進 二	防 災 安 全 課 長		小 玉 直 樹	
財 務 課	長	高 橋 清 一	総 合 窓 口 課 長		土 井 直 美	
税 務 課	長	山 口 哲 也	福 祉 介 護 課 長		奥 津 亮 一	
参 事 (兼)			こ ども 政 策 担 当 課 長		田 中 美 津 子	
子 育 て 健 康 課	長	小 宮 好 徳	区 画 整 理 担 当 課 長		井 上 昇	
街 づ くり 推 進 課	長	柏 木 克 紀	参 事 (兼)			
産 業 振 興 課	長	熊 澤 勝 己	環 境 上 下 水 道 課 長		井 上 新	
参 事 (兼)			生 涯 学 習 課 長		高 橋 靖 恵	
学 校 教 育 課	長	岩 本 浩 二				
会 計 管 理 者		石 井 直 樹				

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書 記 佐 藤 久 子

○事務局長（遠藤直紀）

皆様、おはようございます。

令和5年開成町議会5月随時会議の招集に当たり、まず初めに山神町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長、よろしく願いいたします。

○町長（山神 裕）

皆様、おはようございます。本日はさきの選挙後、初めて開催される議会ということで一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方には町民の皆様方の御期待を担われ、御当選されましたこと改めてお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

過日の議員懇談会の席上も申し上げましたけれども、議会には自治体の意思を決定いただく機能と執行機関を監視いただく機能を担っていただいております。町民の皆様方の福祉の増進、すなわち一層の幸せ・笑顔のためにお互いに牽制し合いながら、その責務を果たしてまいりましょう。私自身も行政運営のかじ取りという重責を果たすべく、日々精一杯働いていく所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。なお、私自身の所信表明に関しましては、次回の議会の機会を利用させていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局長（遠藤直紀）

ありがとうございました。

本日の5月随時会議は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で年長の議員であります吉田敏郎議員を御紹介させていただきます。

吉田議員、臨時議長席へお願いいたします。

○臨時議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました吉田敏郎です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年開成町議会5月随時会議を開会します。

なお、本随時会議においてマスクの着用については、議員・町執行者とも御本人の判断といたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に送付のとおりであります。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○臨時議長（吉田敏郎）

日程第1 仮議席の指定について。仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

○臨時議長 (吉田敏郎)

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、清水友紀議員、3番、石田史行議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配付します。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」という者多数)

○臨時議長 (吉田敏郎)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○臨時議長 (吉田敏郎)

異常なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。

事務局長に名前を点呼させますので、投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、名前を呼ばれたら順次投票願います。

[投票]

○臨時議長 (吉田敏郎)

投票漏れはございませんでしょうか。

(「なし」という者多数)

○臨時議長 (吉田敏郎)

投票漏れなしと認めます。それでは投票を終わります。

引き続き、開票を行います。

1番、清水友紀議員と3番、石田史行議員に開票の立会いをお願いいたします。

それでは開票の確認をお願いいたします。

[開票]

○臨時議長 (吉田敏郎)

それでは選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、山本研一議員、7票。佐々木昇議員、5票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。したがって山本研一議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の開場)

○臨時議長（吉田敏郎）

ただいま議長に当選されました山本研一議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選された山本研一議員は登壇の上、御挨拶をお願いします。

○議長（山本研一）

皆さん、改めましておはようございます。

議員各位の選挙によりまして、議長を務めさせていただくことになりました。責務の重さを考えたとき、身の引き締まる思いであります。この緊張感を持続し、初心を忘れることなく全力で職責を全うしてまいります。

吉田前議長におかれましては、この4年間、コロナ禍という平時と違う中でしっかり議会のまとめ役を果たされましたこと、心から感謝申し上げたいと思っております。

議長就任に当たり、御挨拶申し上げます。

日本全体が人口減少で危惧している中、開成町はいまだに人口が伸び続けており、その分町民の皆さんの町行政に対する意見や要望など、ニーズも多様化しております。そんな中、今回の統一地方選で開成町議会は、3分の1の議員が改選され、国の推奨に沿って女性議員も4人に1人と躍進しました。平均年齢も若返るという構成になり、議員も多様な背景を持ったメンバーとなりました。

こうした議会にあって、それぞれの議員が各自の地位や地域や年齢、置かれている立場などを踏まえ、それぞれが議会内で活動しやすい環境づくりが必要だと思います。そして、重要なのは本来の議決機関としての役割と、町民皆さんの声を大切にして、町民の代表として行政の監視役をしっかり果たさなければなりません。そのためのガバナンスが大変重要だと思っています。

また、開成町議会は早くからタブレットを使用してペーパーレスに取り組み、議会の活動も合理的に進めたという取組が評価され、さらに専用のウェブサイトを立ち上げて町民の皆さんにタイムリーに分かりやすい議会の情報を提供し、また、議会だよりも更新して子どもから大人まで見やすい内容にするなど、様々な改革に取り組んできました。その結果が評価され、全国の議会から開成町議会への視察が増えたり、全国町村議会議長会から特別表彰をいただくことができました。

しかし、このような改善が町民の皆さんに多くの理解を得ているとは言い難い状況であり、さきの選挙においても町村議会の平均投票率が約54%に対し、開成町は約50%と低迷し、町長選がなかったことを考慮しても決して町民の関心が高まったとは言えない状況だと思います。

こうした状況をしっかり改善するという取組がまず必要であり、さらには議会の中身が本当に評判どおりなのか、これまでがそうだったからなど前例踏襲で行ってきたものも散見されます。従来よりよいものは確実に責任を持って残し将来につなげ、町民の多様化するニーズに対応するため、改善すべきことは勇気を持って改善すべきだと考えており、今後町民の皆さんの御意見や御要望をしっかりと聞きながら、

議会内で十分議論していく必要があると考えております。こうした活動に対し、議会内の和を大切にしながら皆さんの御協力の下、リーダーシップを発揮してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（吉田敏郎）

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

議長は議長席にお着き願います。

○議長（山本研一）

引き続き、日程第3 議席の指定を行います。議席は会議規則第3条第1項の規定により、ただいまの議長選挙において議長に当選しました山本研一の議席を12番議席に、寺野圭一郎議員を8番議席にそれぞれ変更いたします。ありがとうございます。

日程第4 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第122条の規定により、議長において、1番、清水友紀議員、2番、吉田敏郎議員を指名します。

日程第5 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（山本研一）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、前田せつよ議員と5番、武井正広議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○議長（山本研一）

異常なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

事務局長に名前を点呼させますので、名前を呼ばれたら順次投票願います。

〔投票〕

○議長（山本研一）

投票漏れはありませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

引き続き、開票を行います。

4番、前田せつよ議員と5番、武井正広議員の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（山本研一）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票0票です。有効投票のうち、前田せつよ議員、8票。佐々木昇議員、4票。

以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって前田せつよ議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開場）

○議長（山本研一）

ただいま副議長に当選された前田せつよ議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選された前田せつよ議員に登壇の上、御挨拶をお願いします。

○副議長（前田せつよ）

ただいま副議長の任を拝しました前田せつよでございます。新議長、山本議長を補佐しながら公正な議会運営ができるよう尽力をしたいと思っておりますので、皆様におかれましては何とぞ御協力、また御指導・御鞭撻のほど併せてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本研一）

日程第6 議席の一部変更を行います。ただいまの副議長の選挙に伴いまして、会議規則第3条3項により、副議長の前田せつよ議員の議席を11番議席に、井上慎司議員を4番議席にそれぞれ変更いたします。

日程第7 常任委員会委員の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっており、事務局に名簿を送付させます。

お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。名簿を事務局長に朗読させます。

なお、議会委員会条例第6条第3項の規定により、議長は常任委員会の常任委員とならないこととされておりますことを申し添えます。

○事務局長（遠藤直紀）

それでは常任委員会委員名簿を読み上げさせていただきます。

総務経済常任委員会委員に清水友紀議員、武井正広議員、星野洋一議員、寺野圭一郎議員、前田せつよ議員。

教育民生常任委員会委員に吉田敏郎議員、石田史行議員、井上慎司議員、今西景

子議員、佐々木昇議員、山下純夫議員。

広報広聴常任委員会委員に清水友紀議員、吉田敏郎議員、石田史行議員、井上慎司議員、武井正広議員、星野洋一議員、今西景子議員、寺野圭一郎議員、佐々木昇議員、山下純夫議員、前田せつよ議員。

以上でございます。

○議長（山本研一）

お諮りします。

各常任委員の選任についてはお手元の名簿のとおり指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました皆さんを、各常任委員会に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。各常任委員会の委員の皆様は休憩中に委員会を開催し、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩します。再開は10時25分からとします。

午前9時38分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時25分

○議長（山本研一）

休憩中に各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に武井正広議員、副委員長に清水友紀議員。

教育民生常任委員会委員長に井上慎司議員、副委員長に今西景子議員。

広報広聴常任委員会委員長に星野洋一議員、副委員長に寺野圭一郎議員。

以上です。

日程第8 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任についても、議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。

議会運営委員に武井正広議員、清水友紀議員、井上慎司議員、今西景子議員、星野洋一議員、寺野圭一郎議員をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名したとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩に入りますが、その間に議会運営委員会を開催し、正副委員長を互選し、

議長まで報告願います。

暫時休憩とします。再開を10時45分からとします。

午前10時27分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時45分

○議長（山本研一）

休憩中に議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に武井正広議員、副委員長に井上慎司議員が互選されました。

日程第9 足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は足柄上衛生組約第5条第2項の規定により、議員2名を選挙するものでありますが、地方自治法第118条第2項の規定並びに議会先例により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

足柄上衛生組合議会議員に議長の山本研一と、広報広聴常任委員会委員長の星野洋一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した2名を、足柄上衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

異議なしと認め、山本研一と星野洋一議員が当選されました。

ただいま、足柄上衛生組合議会議員に当選されました、山本研一と星野洋一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10 足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は足柄西部清掃組約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものでありますが、地方自治法第118条第2項の規定並びに議会先例により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

足柄西部清掃組合議会議員に議長の山本研一と副議長の前田せつよ議員及び総務経済常任委員会委員長の武井正広議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した3名を、足柄西部清掃組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

御異議なしと認め、山本研一と前田せつよ議員、武井正広議員が当選されました。

ただいま足柄西部清掃組合議会議員に当選されました山本研一と前田せつよ議員及び武井正広議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11 議案第26号 令和5年度開成町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長 (高橋清一)

それでは議案第26号 令和5年度開成町一般会計補正予算(第1号)について御説明させていただきます。

資料につきましては、2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額954万5,000円です。

次に資料3ページを御覧ください。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費までの補正額の計954万5,000円です。

歳入歳出ともに954万5,000円を増額補正しまして、合計額は69億6,854万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させて

いただきます。資料については8ページを御覧ください。

2歳入になります。

○こども政策担当課長（田中美津子）

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、10節子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金、説明欄、ひとり親世帯以外分給付事業費補助金900万円。同じく給付事務費補助金54万5,000円です。

こちらは令和5年3月28日に閣議決定されました食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯へ生活支援を行う目的で実施する、子育て世帯生活支援特別給付金の給付にかかる補助金で、補助率は10分の10です。

詳細につきましては歳出側で説明させていただきます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして次のページになります。9ページでございます。

3歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金32万8,000円の増額でございます。

今回の補正要因につきましては、この次に御説明いたします子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たりまして、事務処理を行う電算システムの改修が必要になるため、当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下になります。3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯生活支援特別給付金給付関係費、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付関係費921万7,000円の新規計上でございます。

予算内訳になります。職員手当等12万円は職員の時間外勤務手当分です。消耗品費1万3,000円はコピー用紙代を予定しております。通信運搬費4万8,000円、通知の郵送分として。手数料2万2,000円は給付金の振込手数料です。事務機器等保守委託料は1万4,000円としてコピー機の通知印刷代として計上しております。その下の子育て世帯生活支援特別給付金900万円です。

給付金額の積算は児童1人当たり5万円を180人分として積算しております。

事業概要ですけれども、給付対象者は令和4年度の本給付対象者として平成15年4月2日から令和5年2月28日までのお子さんを養育する方のうち、住民税非課税世帯と令和6年の2月29日までの間に出生した児童を養育する者のうち、令和5年度の住民税非課税世帯や令和5年の1月以降の収入が急変し、住民税非課税世帯相当の収入となった方となります。なお、令和4年度の本給付の給付実績は児童数133人で、世帯数としては71世帯でした。給付の時期といたしましては令和5年の5月中を予定しております。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして9款教育費、3項開成南小学校費、1目学校管理費、説明欄、学校管

理運営関係費、体育館床補修工事費 189 万円でございます。

開成南小学校につきましては、平成 22 年の開校以来 13 年目を迎え、様々な設備や備品等について老朽化によるメンテナンスや修繕の必要性が生じ、これまでも様々な対応を実施してまいりました。このたびの補正予算でお願いする体育館の床板につきましては、令和 3 年度において調査を行い、床板の剥離やひび割れ、陥没等が生じている 40 か所について専門業者等との相談に基づき傷口を削り、木工用のパテ埋めを行いまして、仕上げにウレタン塗装を施す補装作業を実施したところでございます。また、令和 4 年度におきましても数箇所について床板の張り替えによる補修作業を実施したところでございます。このことから令和 5 年度の当初予算策定時におきましては、その都度の補修対応で引き続き安全性を担保できると判断したところでございます。

しかし、令和 4 年度末におきまして、さらに老朽化に起因する床板のひび割れや剥離箇所が確認されるとともに、補修時にパテ埋めを実施した箇所のパテそのものの割れや剥離等も確認されたため、今後学校教育活動での使用に加え、夜間や土日祝日の社会体育活動においても体操やスライディングなどの滑り込む動作等が為された際に、フローリングの一部がささくれ状に剥離して身体に刺さる負傷事故等の発生につながるおそれがあり、また床面塗装の塗膜の摩耗も進行し、今後利用に支障が生じることなどを総合的に判断いたしまして、緊急的な対応の必要性からこのたびの補修工事の補正予算計上に至ったものでございます。

工事内容といたしましては、体育館の床板をサンダーがけをした上でウレタン塗装を行い、あわせてバスケットボール・バレーボール・バドミントン等のコートラインの引き直しを行うなど、床板全面を対象に補修を実施するものでございます。この補修工事によりまして、学校教育活動はもとより、社会体育活動におきましても利用者の安全性の確保及び快適な利用環境の提供が可能となるものと考えてございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて 13 款予備費でございます。資料については 9 ページから 10 ページにまたがります。

今回の補正による歳入歳出の差額について予備費を 189 万円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

11 番、前田議員。

○11 番（前田せつよ）

11 番議員、前田せつよでございます。

質問をさせていただきます。教育費、学校管理費 189 万円の学校管理運営関係費、体育館床補修工事費について質問させていただきます。

詳細にわたりまして御説明があったわけですが、実は床の補修ということになりますと昨年の7月、開成小学校のほうで床板がかなり、先ほど御説明のあったささくれ・摩耗等々ありまして、その後本町の担当課の職員がすぐに対応していただいて事なきを得るような形で開成小の体育館床板の補修対応等々している現状がございます。

その辺を鑑みまして、今の補修内容が大変開成南小学校におきましては丁寧な御対応がされて、今後の体育館使用に当たってもしっかりと担保されるような形のことも想像できるような御説明であったわけですが、その辺、床の補修という観点から開成小の床の補修についてもこの辺の予算を充てるといような議論があったのかなかったのか、その辺御説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、同様に開成小学校、文命中学校におきましても日頃の保守点検につきましては開成南小学校同様に実施をしておりますので、今御指摘がございましたとおりに利用に当たっての安全性の担保、また利用に支障が生じるような状況がございましたら対応を考えていきたいと思っておりますが、先ほどお話にもございましたとおりに都度の改修・補修で対応ができる状況だということで判断してございますので、今後保守点検で業者等から危険性の指摘等があった場合におきましては、それ相応の対応をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

床の補修ということに大きな影響を及ぼすであろう、例えば体育館内のカーテン等々、そのような予備の部分も結構連動した形で、それも視野に入れた形で体育館という視点から、床の補修以外にもというようなお話も先ほどございましたわけで、特に開成小におきましては幕が破れて使用禁止というような貼り紙がしたまま1か月も経過しているような状況も散見されるわけですが、その辺につきまして御答弁いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただければと思います。

学校の体育館につきましては、まずは学校の施設として授業での利用、それと夜間・土日祝日等の社会体育としての利用、それとまた避難所としての防災の利用の

側面がございます。優先順位について、幕が基本的に子どもたちの安全性に支障がある、その辺の必要性が認められればすぐ対応は当然してまいります、ある程度の使用に対して支障が生じるおそれがないというようなことに関しては、総合的に優先順位を、故障箇所はそこだけではございませんので優先順位をつけた中で当初予算等の中に反映をさせていくというようなスタンスで今後も実施をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

優先順位をつけてという御答弁いただきました。最後に開成南小におきましては授業で体育館に黒幕を全部引いてというような形で授業を展開されたときに、黒幕が破れていて授業をするのに担任の先生がやりにくかったというようなことも保護者のほうから私のほうには届いている状況もございますので、様々な観点から優先順位をつけた形でその辺も加味した形で御対応いただければというふうにお願いをして終わります。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

今の項目でちょっと関連で質問させていただきます。今詳細説明いただきまして私とその説明を聞いた理解の中でちょっと質問させていただきますけれども、これまでも床老朽化が見えた部分を修正しながら行ってきたということで、何回かやられているという説明だったと思うんですけれども、今回もそういった中で補修という形ですけれども、また今回補修して数年たったときにまた老朽化が見える、また補修というようなそういうあれに見えるんですけれども、床全面そういうことをちょこちょこやるんでしたら、床全面張り替えというようなことも考えられてもよかったですかなと思いますけれども、その辺についての考えをお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、我々としても令和3年度に対応させていただいたときの補修が、それである程度の期間その補修で対応できるというような認識でございましたが、何分老朽化が進んでいるということの中で、いろんな箇所で違う箇所でも同様の症状が見えたというようなことで、補修を繰り返してここで全面的に改修という形なので、後手を踏んでしまったところはあるかなというふうには思っておりますが、基

本的に体育館は学校施設ですので、授業を止めてやるというわけにもいかないようなところもございますので、学校活動が止まらずに体育館の老朽化に対する補修等を安全性を担保する意味できちんとやっていくということもありますので、今回もこのタイミングで出させていただいたのは夏休み期間に集中してこれをやらせていただきたいというような都合からでございます。そういう側面もあるということで御理解いただいて、御指摘のとおり今後何度も補修を繰り返して予算的に余分な支出等が増えないように、きちんと点検等に基づいて適切な判断で対応をしてまいりたいと思います。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。今参事のほうから答弁ありました無駄な支出、やはりそういうところもしっかり考えた中で計画的にしっかりとやっていただきたいというふうに思いますけれども、これ授業を止めないよということ、私もちょっとそこは気になってたんですけども、現状授業を止めないで夜間使用というのもそのまま、使用状況ということに現状支障は起きていないということによろしいのか確認させていただきます。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えさせていただきます。

応急処置的なものはさせていただいているということで、テープ等で簡易的な補修をさせていただいて、学校の教育活動に支障がないというところ、それとあと社会体育活動においてもできる限り部分的な補修は板の張り替え等で対応してまいりますので、大体張り替えの作業が養生も含めて1週間程度なので、支障がない範囲では対応できるところはしているんですが、全体的に先ほどのお話のとおり老朽化、全面的な老朽化が進んでいるというような状況で、どこがそういう症状が出るか分からないような状況もありますので、ここで全面的にリニューアルをさせていただくというようなことで、基本的にはいろんな活動に支障がないというのが回答になります。

以上です。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

補足をさせていただきます。

全面改修をするほどの利用頻度が高い施設だというふうに御理解いただけたらと思っております。それだけに安全面に配慮して、ここで思い切り全面の改修をしようというところがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

子育て世帯の生活支援特別給付金に対して質問させていただきたいと思います。

令和5年の5月中にこの給付金が実行されるということなのですが、直近で収入が減少した世帯に関しては要申請となっております、この申請をすれば頂けるということをお知らせする方法や申請の手間等をお聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの今西議員の御質問にお答えいたします。

申請と周知の方法ということでございますけれども、これからまず5月に給付をさせていただいた第2弾といたしまして、これから対象となる方というところで申請をいただくに当たって、広報おしらせ版、ホームページ等で周知するとともに、これから出生する方、必ず出生届のほう14日以内に届け出ていただくとともに児童手当の申請をしていただきます。その段階で出生された方については御案内をしていくというところが1つと、家計急変という急激に収入が減った方というところにつきましても、先ほどの町のホームページ、あるいは電子データ等で発揚させていただいて、できるだけ多くの必要な方が受けられるようにということで周知のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第26号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

賛成全員によって可決しました。

日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは報告第1号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について、説明させていただきます。

恐れ入りますが2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

まず、専決処分の経緯について御説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年2月1日に公布されました。それを受け、地方税法施行令の一部を改正する政令が同年3月31日に公布、翌4月1日に施行されたため、この法改正に伴い開成町国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を改正する必要が生じたことから、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について説明いたします。国民健康保険税では、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがあり、軽減分は公費で賄います。今回の改正による国民健康保険税の軽減判定所得基準の引上げは、低所得者の5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げるもので、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において被保険者数に乘じる金額を28万5,000円から5,000円引き上げ29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては被保険者数に乘じる金額を52万円から1万5,000円引き上げ53万5,000円と、地方税法に準じて改正いたしました。

なお、この基準額引上げによる影響額は8世帯33万円の減収となる見込みです。恐れ入りますが次のページをお開きください。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

開成町条例第16号

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。左側が改正後、右側が改正前の条例でございます。

国民健康保険税の減額、条例第24条第2項が5割軽減に該当する条文です。このページの下から3行目、28万5,000円を29万円に改正しております。

次のページ3項が2割軽減に該当する条文で、52万円を53万5,000円に改正したものでございます。

附則でございます。一部改正条例の施行日は法律の施行日に合わせまして、令和

5年4月1日でございます。経過措置といたしまして、この規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとしています。

報告は以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了します。

日程第13 報告第2号 専決処分の報告について（開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは報告第2号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和5年3月27日付で専決処分を行ったものでございます。

ページの下部分を御覧ください。専決処分の内容でございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中の法律の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定を行ったものでございます。

1ページお進みいただき、3ページを御覧ください。専決処分書により、令和5年3月27日に公布した開成町条例第14号、開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

この法改正を受け、第1条、設置について、改正前においては子ども・子育て支援法第77条1項を引用してございましたけれども、法律改正を受けて子ども・子育て支援法第72条1項を引用することとしたものでございます。

一部改正条例の施行日は法律の施行日に合わせまして、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第2号 専決処分の報告について（開成町子ども・子育て

て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて)の報告を終了します。

日程第14 報告第3号 専決処分の報告について(開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて)を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長(田中美津子)

それでは報告第3号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和5年3月27日付で専決処分を行ったものでございます。

専決処分の内容でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中の法律の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を行ったものでございます。

1ページお進みいただき、3ページを御覧ください。専決処分書により、令和5年3月27日に公布しました開成町条例第15号、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正点は2点ございます。

1つ目が改正前、子ども・子育て支援法第19条の1項を引用してございますが、法改正を受け、第19条を引用することとしたものでございます。

2つ目が改正前、学校教育法25条を引用してございましたが、法改正を受けて第25条1項を引用することとしたものでございます。

最終の14ページを御覧ください。一部改正条例の施行日は法律の施行日に合わせまして、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ないようですので、報告第3号 専決処分の報告について(開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて)の報告を終了します。

日程第15 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

新議員研修会研修等のため、お手元に送付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認め、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に御一任願います。

以上をもちまして、本5月随時会議に付議されました案件は全て終了いたしました。この後、臨時議会全員協議会を11時35分から開催しますので、議員の皆様は議会全員協議会室にお集まりください。

本日はこれにて散会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前11時25分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員